

鳥取大学附属図書館医学図書館利用細則

平成13年8月30日
鳥取大学附属図書館規則第1号

(趣旨)

第1条 この細則は、鳥取大学附属図書館利用規則(昭和42年鳥取大学規則第22号)第10条の規定に基づき、鳥取大学附属図書館医学図書館(以下「医学図書館」という。)の利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 開館時間は、次のとおりとする。

一 平日 8時40分から22時まで

二 土曜日、日曜日及び休日 10時から17時まで(試験期間中は10時から22時まで)

2 前項の規定にかかわらず、医学図書館長が必要と認めたときは、開館時間を変更し、又は臨時に休館することができる。

(入館手続)

第3条 利用者は、原則として第5条に定める利用者カード、学生証若しくは職員証(以下「利用者カード等」という。)又は所定の手続により入館することができる。ただし、試験期間中において閲覧室が非常に混雑している場合等、学習、教育及び研究に支障をきたすおそれがある場合は、医学図書館長は、入館を制限することがある。

2 前項の規定にかかわらず、学外の利用者については、原則として平日8時40分から17時までとする。

(館内閲覧)

第4条 利用者は、次のとおり図書館資料を閲覧することができる。

一 閲覧室及び書庫の図書館資料は自由に閲覧することができる。ただし、利用後は所定の場所へ返却しなければならない。

二 貴重図書及び特殊資料は、別に定めるところによる。

2 次に掲げる場合は、閲覧を制限することがある。

一 図書館資料に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。)第5条第1号、第2号及び第4号イに掲げる情報が記録されていると認められる場合(当該情報が記録されている部分に限る。)

二 図書館資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は情報公開法第5条第2号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合(当該期間が経過するまでの間に限る。)

三 図書館資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は医学図書館において当該原本が現に使用されている場合

(利用者カード)

第5条 学生証又は職員証を持たない者が図書館を利用しようとするときは、所定の鳥取大学附属図書館利用者カード申請書(以下「利用者カード申請書」という。)を提出し、利用者カードの交付を受けなければならない。

2 前項の利用者カード申請書の記載事項に変更が生じたとき及び利用者カードを紛失したときは、速やかにその旨を届けなければならない。

(館外貸出手続)

第6条 利用者が、館外貸出しを受けようとするときは、貸出しを希望する図書館資料に利用者カード等を添えて図書館職員(以下「館員」という。)に申し出なければならない。ただし、図書の一部については、学生証又は職員証により、自動貸出返却装置で貸出しを受けることができる。

(館外貸出期間及び冊数)

第7条 図書資料の貸出期間及び貸出冊数は次のとおりとし、貸出期間内であっても必要に応じてこれを返却させることができる。

- 一 本学職員 14日間 10冊まで
- 二 本学大学院学生 14日間 10冊まで
- 三 本学学部学生 14日間 5冊まで
- 四 鳥取県大学図書館等協議会会員館に所属する機関の学生・教職員 14日間 5冊まで
- 五 その他の学外者 14日間 2冊まで

ただし、雑誌の貸出しについては、学内者に限り3日間とし、最新号の貸出しは行わない。

2 前項の規定にかかわらず、本学の大学院学生及び学部学生に限り、次に掲げる特別な取扱いをすることができる。

- 一 夏季休業日における図書資料の貸出期間
- 二 学位論文の作成等医学図書館長が特に必要と認めた場合の貸出期間及び貸出冊数
- 三 学内者がその身分を失うとき又は長期にわたって休職又は休学するときは、貸出資料を速やかに返却しなければならない。

(貸出しの予約及び更新)

第8条 利用者は、貸出しを希望する図書が既に貸出し中のときは、貸出しの予約をすることができる。

2 図書館資料の貸出しを受けた者は、所定の手続を経て、貸出期間を1回に限り更新することができる。ただし、前項の予約がある場合及び貸出期間を満了した場合は、この限りでない。

(返却遅滞者に対する措置)

第9条 館外貸出しの図書館資料を貸出期間内に返却しない利用者に対しては、延滞日数分の期間、図書館資料の館外貸出しを停止することができる。

(禁帯出資料)

第10条 図書館資料のうち次に掲げるものは、館外貸出しを行わない。ただし、医学図書館長が特に認めた場合は、この限りでない。

- 一 貴重資料
- 二 禁帯出表示のある資料
- 三 特に指定した資料

(講座等貸出図書館資料)

第11条 医学部講座、分野等(以下「講座等」という。)の経費で購入した図書館資料は、所定の手続を経て講座等に備え付け、利用することができる。ただし、全学的利用を妨げてはならない。

2 利用する必要がなくなった図書館資料は、速やかに返却しなければならない。

(閉架書庫の利用)

第12条 閉架書庫の図書館資料の利用は、館員に申し出なければならない。

(視聴覚資料の利用)

第13条 視聴覚資料の利用は、館員に申し出なければならない。

(参考調査)

第14条 利用者は、文献調査、情報提供及び利用案内等参考調査の依頼をすることができる。

(相互利用)

第15条 学内者は、所定の手続を経て、他大学等の図書館及び資料を利用することができる。

2 他大学等の図書館から資料の利用について申込みがあった場合は、学内利用に支障のない範囲内においてこれを処理するものとする。

(文献複写)

第16条 利用者は、所定の手続を経て、図書館資料の複写を申し込むことができる。

(雑則)

第17条 この細則に定めるもののほか、利用等について必要な事項は、医学図書館長が定める。

附 則

この細則は、平成13年8月30日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成16年4月19日から施行し、改正後の鳥取大学附属図書館医学部分館利用細則の規定は、平成16年4月1日から適用する。

2 鳥取大学附属図書館医学部分館における一般市民等の利用に関する取扱要項（平成14年3月8日分館長裁定）は廃止する。

附 則

この細則は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年2月2日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成 27 年 10 月 30 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 29 年 12 月 5 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 30 年 10 月 4 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。